

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

改 正 後	現 行
Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－１ 法令等遵守 Ⅱ－２－１－５ <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第２条）</u> Ⅱ－２－１－５－１ <u>主な着眼点</u> <u>資金移動業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたら</u> <u>らし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していく存在である</u> <u>ためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠</u> <u>実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、資金</u> <u>移動業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らな</u> <u>い「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するた</u> <u>めに自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提</u> <u>供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているか</u> <u>を検証する。</u> Ⅱ－２－１－５－２ <u>監督手法・対応</u> <u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等</u> <u>の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の誠実公正</u> <u>義務上の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改</u> <u>善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法</u> <u>第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者</u> <u>における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u> <u>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業</u> <u>の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められ</u> <u>るときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改</u> <u>善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行</u>	Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－１ 法令等遵守 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<u>為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅩ－3による。）。</u>	